

## 北海道人口減少問題対策本部設置要綱

### (目的)

第1 人口減少が急速に進む中、庁内関係部局の連携により、人口流出や少子化などに対応した、地域における多様な就業機会の創出や、安心して子どもを生み育て、暮らし続けることができる環境づくりなど、人口減少問題への対策の総合的な企画、調整及び推進を図り、持続可能な地域社会の実現を目指すことを目的に、北海道人口減少問題対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人口減少問題対策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 人口減少問題対策に係る情報共有及び連絡調整に関すること。
- (3) その他人口減少問題対策の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じ、本部員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

### (本部長及び副本部長)

第4 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長が、その職務を代理する。

### (会議の招集)

第5 本部の会議は、本部長が招集する。

### (幹事会)

第6 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事長は、総合政策部地域創生局長をもって充てる。
- 3 幹事は、別表2に定める職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、幹事会を構成し、次の事項を所掌する。
  - (1) 本部会議から指示された事項の調査・検討に関すること。
  - (2) 各部局間の関連施策の調整・推進に関すること。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、主宰する。ただし、幹事長は、議題に応じて招集する幹事の範囲を定めることができる。
- 6 幹事長は、必要に応じ、幹事以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- 7 幹事長は、必要に応じ、関係部局の課長級を構成員とする専門部会を設置することができる。
- 8 幹事長は、必要に応じ、関係部局の主幹級を構成員とする作業部会を設置することができる。

(事務局)

第7 本部の事務局は、総合政策部地域創生局地域戦略課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。

この要綱は、平成26年11月20日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

この要綱は、令和元年7月22日から施行する。

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

別表1 (第3の4関係)

副知事	経済部長
公営企業管理者	経済部観光振興監
病院事業管理者	経済部食産業振興監
総務部長	農政部長
総務部危機管理監	農政部食の安全推進監
総務部職員監	水産林務部長
総合政策部長	建設部長
総合政策部知事室長	建設部建築企画監
総合政策部地域振興監	会計管理者兼出納局長
総合政策部交通企画監	教育庁教育部長
環境生活部長	警察本部警務部長
環境生活部東京オリンピック連携推進監	各総合振興局・振興局長
環境生活部アイヌ政策監	東京事務所長
保健福祉部長	
保健福祉部少子高齢化対策監	

別表 2 (第 6 の 3 関係)

<p>総務部総務課長          総合政策部総務課長          総合政策部政策局参事          総合政策部情報統計局情報政策課長          総合政策部地域創生局地域戦略課地域創生担当課長          総合政策部地域創生局地域政策課移住交流担当課長          総合政策部地域行政局行政連携課長          環境生活部総務課長          保健福祉部総務課政策調整担当課長          保健福祉部子ども未来推進局子ども・子育て支援課長          経済部経済企画局経済企画課長          経済部食関連産業室参事          経済部観光局参事          経済部労働政策局雇用労政課長</p>	<p>農政部農政課政策調整担当課長          水産林務部総務課企画調整担当課長          建設部建設政策局建設政策課政策調整担当課長          出納局総務課長          企業局総務課長          道立病院局病院経営課長          教育庁総務政策局教育政策課長          警察本部警務部警務課長          各総合振興局・振興局地域創生部長          東京事務所行政課長</p>
---	---